

令和7年度 児童相談体制等検討部会 ワーキンググループ(第4回)資料

令和7年9月18日

1 第3回ワーキングの振り返り

(1)特定妊婦

(2)性的虐待対応

1 第3回ワーキングの振り返り (1)特定妊婦

東京ルール「特定妊婦」に係る連絡調整について

事務局案

前回WGの意見を踏まえ赤字下線部分を追記

1 児相から子家へは「送致」、子家から児相へは「援助要請」で対応する旨、東京ルールへ明記

- 児相に特定妊婦の相談等が入った場合、児相は「養護・養育困難・その他」として受理する一方、原則すべての事案について要対協ケースとして支援してもらうため、子家に「送致」する。子家は原則受理し、支援の主体として対応する。
なお、将来的に児相機能が必要だと児相が判断したケースについては、子家から児相への援助要請の手続を省略するため、子家へ「送致」とともに児相は当所判断受理し、子家と連携し必要な対応を行う
- 子家が受理した特定妊婦ケースのうち、特に将来的に児相機能が必要と考えられるケースについては、児相に「援助要請」を行う
- 児相は「援助要請」を受け、緊急受理会議等を開催して原則受理し、乳児院入所や里親委託等を見据えたその後の対応に備えるとともに、必要な対応を子家へ助言する

1 第3回ワーキングの振り返り (1)特定妊婦

2 共有ガイドラインに以下の内容を追記

事務局案

前回WGの意見を踏まえ赤字下線部分を追記

- ✓ 特定妊婦の支援の主体である区市町村が中心となり、個別ケース検討会議の実施、関係機関との情報共有、役割分担の確認、対応方針等の検討を行う

センターにおいては、母子保健を中心とし特定妊婦を確実に把握する体制を整備し、特に、センター(児童福祉機能)は、特定妊婦の受理及び関係機関との調整、児童相談所との連携など必要な支援を実施するとともに、要対協において進行管理をしていくことが必要である。

(こども家庭センターガイドライン第3章第2節4.特定妊婦の把握と支援)

- ✓ 要保護児童対策地域協議会にて進行管理を行う
- ✓ 子家は、特定妊婦の相談を受理した場合、必要に応じ児相歴の照会を行う
- ✓ 児相は、特定妊婦の相談を受理した場合、子家を含めた関係機関と情報共有を行い、必要に応じ子家へ助言等を行う
- ✓ 児相は、必要なケースについては子家と十分協議の上、保護者とその家族ならびに親族等に対し、社会的養護の制度説明等を行う
- ✓ 支援者(区市町村・児相等)は、どのような状況になれば支援方針の見直しを行うか、明確にしておく

★支援方針の見直し…児相への援助要請を検討/在宅養育ではなく親子分離等の検討 等

1 第3回ワーキングの振り返り (1)特定妊婦

2 共有ガイドラインに以下の内容を追記(つづき)

前回WGの意見を踏まえ赤字下線部分を追記

【将来的に児相機能が必要と考えられるケース】

- ・ 関係機関の働きかけがあっても妊婦に出産後の養育意思がなく、他に養育できる親族等も見込めない場合
- ・ 関係機関の働きかけがあっても子どもの安全な養育環境・条件が整わない場合
- ・ 育児能力に課題があり支援者がいない場合
- ・ 産後の養育状況が不適切となる可能性がある場合

【児童相談所が援助要請を受理した際に、子家へ行う助言】

- ・ 生活基盤(衣食住)が安定しているかの確認についての調査方法・内容の助言
- ・ 新生児を養育できる家庭環境にあるかの家庭訪問調査についての助言
- ・ 妊婦及びその家族が安全に新生児を養育できるか(誰が、どこで、新生児を養育しようと考えているかの調査含む)のアセスメントについての助言
- ・ 支援方針の見直しを行う状況や関係機関の役割分担についての助言

1 第3回ワーキングの振り返り (2)性的虐待対応

性的虐待対応の取扱いの整理

事務局案

前回WGの意見を踏まえ赤字下線部分を追記

- 子家が性的虐待(ネグレクト(性)含む)の通告を受けた場合、通告元に対し具体的内容を確認(※1)する等、子家として可能な限り調査(※2)を行う。その上で、児童・保護者への聞き取り場面においては、専門的機能を持つ児相が主担当として対応する必要があるとして、基本的には児相へ「送致」を行う

(※1) 誰が、いつ、どのような流れで被害の開示・虐待の疑いを把握したか、子どもから開示があった場合は、実際に子どもが何と言ったか(可能な限り逐語の形で聞き取る)

(※2) 所属情報、所属が把握している保護者情報、きょうだいがいる場合はきょうだいの情報等、周辺調査含む

- 調査方針について児相・子家間で協議を行い、ケース内容により援助要請で対応する場合もある

【援助要請として想定される事例】

- ① 本人への直接的性暴力被害以外の性的虐待疑い
(ポルノ情報を見せる・目に触れるところに放置する等)
- ② 何らかの性被害発生を疑わせる(示唆する)発言等
(異性の保護者との入浴(年齢・子の違和感を確認)、風呂で体を洗われる・洗わされる(内容不明確)、入浴・トイレ・着替えを覗かれる(疑い含む)、年長の異性が裸でうろうろする・性器が見えている(疑い含む)、下着を盗まれる等)

②出典:児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版(平成23年3月)性的虐待の疑いとは(3)性的虐待行為の疑い2

2 東京ルール・ガイドラインのポイントについて

2 東京ルール・共有ガイドラインの抜粋ポイントについて

東京ルール・共有ガイドラインのうち、下記項目について抜粋、児相・子家の円滑な連携のための東京ルール・ガイドラインのポイントをまとめた冊子を作成予定(机上配布資料も参照)

東京ルール(本文)の抜粋ポイント

事務局案

1 共通理念	...	5
共通理念	...	5
策定の目的	...	5
2 基本的対応	...	5
3 用語の定義	...	6
支援センター	...	6
主担当機関	...	6
連絡・調整に用いる用語	...	6
4 連絡・調整の内容	...	7
支援センターから児童相談所への連絡・調整	...	7
(1) 「情報提供」	...	7
(2) 「援助要請」	...	8
(3) 「送致」	...	9
(4) 「通知」	...	9
児童相談所から支援センターへの連絡・調整	...	10
(1) 「情報提供」	...	10
(2) 「協力依頼」	...	10
(3) 「送致」	...	11
(4) 「指導委託」	...	12

※表形式で掲載予定
(詳細はスライドP10-11)

2 東京ルール・共有ガイドラインの抜粋ポイントについて

東京ルール(本文)の抜粋ポイント(つづき)

5 連絡・調整に関わる事項	… 13	8 様式	… 37
通告	… 13	様式1 情報提供書	… 37
一時保護	… 14	様式2 援助要請書	… 38
安全確認	… 14	様式3 送致書	… 39
リスクアセスメント	… 15	様式4 通知書	… 41
児童虐待等のケース進行管理	… 15	様式5 回答書	… 43
児童虐待を行った保護者援助	… 16	様式6 情報提供書	… 44
DVケースへの対応	… 17	様式7 協力依頼書	… 45
支援を行っていた家庭が転居した場合の対応	… 17	様式8 送致書	… 46
きょうだい事例への対応	… 17	様式8-2 回答書	… 47
その他	… 18	様式9 指導依頼書	… 48
6 その他	… 18	様式9-2 指導措置決定通知書	… 49
附則	… 18	様式9-3 措置解除(変更・停止・延長・停止解除)決定通知書	… 50
7 別添・留意点	… 19	様式9-4 指導委託援助指針	… 51
別添1 安全確認チェックリスト	… 19	様式9-5 措置解除(変更・停止・延長・停止解除)通知書	… 52
別添2 リスクアセスメントシート	… 20	様式9-6 指導経過記録	… 53
別添3 家庭復帰のためのチェックリスト	… 21	様式9-7 指導委託活動報告書	… 55
留意点1 安全確認チェックリスト使用上の留意点	… 23	様式10 緊急受理会議録	… 56
留意点2 リスクアセスメントシート使用上の留意点	… 25	様式11 相談ケースの移管・情報提供書	… 57
留意点3 家庭復帰のためのチェックリスト使用上の留意点	… 31		

東京ルール連絡調整分類表(子供家庭支援センターから児童相談所へ)

※子供家庭支援センター→センター 児童相談所→児相 と記載

分類	主担当 変更	対象	例示・補足	センターの手続き・対応		児相の手続き・対応		
				説明	書式	受理	説明	書式
情報提供	なし	- センターのケースのうち、センターが児相に情報提供が必要であると判断したもの - 情報提供後、最大3ヶ月間、児相における進行管理の対象となる	「医療機関からの通告」「休日の間に動きが出る可能性がある」「今後一時保護が必要になる可能性がある」等、今後児相機能活用の可能性があり、事前に伝えておく必要があると判断したケース	- 文書で児相に「情報提供」を行う(※ 緊急時は口頭連絡可とするが概ね1週間以内に文書を送付) - センターはケース状況の変化等を最低月に1回、最大3ヶ月間児相に伝える	情報提供書(様式1)	しない	- 所内協議し対応を検討。協議結果はセンターに文書で伝える(※緊急時は口頭連絡可とするが概ね1週間以内に文書を送付) ※ 児相はセンターに対し状況の変化等の報告を求め最大3ヶ月間進行管理を行う ※ 所内協議の結果、児相が「受理」する必要があると判断する場合は、「情報提供」によらず他の連絡・調整の方法への変更とをセンターと協議	回答書(様式5)
援助要請	なし	センターが児相に対し、専門的機能等を踏まえた相談援助活動への関わりが必要と判断しこれを求めるもので、引き続き「主担当機関」がセンターのもの	「同行訪問(面接同席)」「個別ケース検討会議参加」「児相からの専門性に基づいた助言」等	文書で児相に「援助要請」を行う(※緊急時は口頭連絡可とするが概ね1週間以内に文書を送付)	援助要請書(様式2)	する	- 所内協議の上、基本的に「受理」し速やかに「援助要請」への対応の可否及び対応方法について決定する - 児相は協議結果を文書でセンターに伝え、センターと児相の役割を調整、確認する 「援助要請」に基づく児相の関わりを終了する場合は、相互の合意のもとに終了する	回答書(様式5) ※省略できる場合有
送致	あり	児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第8条の規定に基づくケースで、「主担当機関」をセンターから児相に変更するもの	「判定」「出頭要求」「臨検・捜索」「一時保護」「施設入所措置」「児童福祉司指導」「親権停止・喪失申立」「未成年後見人選任申立」等、児相機能や法的権限が必要であると判断し、これを求める場合	児相と事前に協議を行うとともに、「送致」後の連携・協働について調整した後、文書で迅速に児相に送致を行う(※ 緊急時は口頭連絡可とするが概ね1週間以内に文書を送付)	送致書(様式3)	する	- 所内協議の上「受理」し児相が「主担当機関」となる - 所内協議では対応方法を検討し、その旨を文書によりセンターに伝える。調査の状況や今後の援助方針については、適宜、センターと情報共有し各々の役割を確認するなど、緊密な連携を図る	回答書(様式5)
通知	—	センターが児相に「送致」したもののうち、児相の対応が不十分であると判断したケースまたは児相の援助が滞っている場合	児相の「出頭要求等」「立入調査等」「一時保護」「児童福祉司指導」「施設入所等」の対応に関するもの等でその実施を児相長に促す場合	当該ケースの対応につき児相と事前に十分調整を図り、その上で必要があると判断した場合は文書で「通知」を行う	通知書(様式4)	—	- センターより事前に「通知」行為の申し入れがあった場合、児相は当該ケースの援助について、センターの理解を得るよう努める 「通知」があった場合は速やかに所内協議を行い、方針をセンターに文書で回答する	回答書(様式5) 10

東京ルール連絡調整分類表(児童相談所から子供家庭支援センター)

※子供家庭支援センター→センター 児童相談所→児相 と記載

分類	主担当 変更	対象	例示・補足	児相の手続き・対応		センターの手続き・対応		
				説明	書式	受理	説明	書式
情報提供	なし	・児相が相談援助活動を実施しているケース等のうち、保護者が当該児相の管轄外の区市町村に転居した場合	※転居先の区市町村での窓口等の対応体制を整えるため、迅速に情報を提供する	・文書でセンターに「情報提供」をする (※緊急時は口頭連絡可とするが概ね1週間以内に文書を送付)	情報提供書 (様式6)	検討し決定する	・「情報提供」の内容を所内協議し対応を検討する。協議結果は児相に文書で伝える (※緊急時は口頭連絡可とするが概ね1週間以内に文書を送付)	(様式5を参考とする)
協力依頼	なし	・児相が センターの機能等を活用 することが必要と判断したケースのうち、引き続き「 主担当機関 」が 児相 のもの	・「 同行訪問 」「 個別ケース検討会議開催要請 」「 ケース状況の把握 」「 子育て支援の各種サービス等社会資源活用 」「 臨検・捜索立ち会い 」等	・文書でセンターに「協力依頼」する (※緊急時は口頭連絡可とするが概ね1週間以内に文書を送付)	協力依頼書 (様式7)	する	・所内協議の上、 基本的に「受理」 し速やかに「協力依頼」への対応方法について決定する ・児相に対し協議結果を文書で伝えとともに、児相と役割分担等を調整する ・「協力依頼」に基づくセンターの関わりを終了する場合は 相互の合意のもとに終了 する	(様式5を参考とする) ※省略できる場合有
送致	あり	・児童福祉法第26条第1項第3号の規定に基づくケースで、「 主担当機関 」を 児相からセンターに変更するもの	・「近隣・知人からの通告」「警察からの通告(心理的虐待暴力目撃)」等、 センターによる初期調査・安全確認が適している と判断されるもの等(①) ・「特定妊婦」「センターの関与が当分の間必要」等、 センターによる身近な支援が適している と判断しこれを求める場合(②)	・センターと 事前に協議 を行うとともに、「送致」後の連携・協働について調整した後、文書でセンターに「送致」を行う (※緊急時は口頭連絡可とするが、概ね1週間以内に文書を送付)	送致書 (様式8)	する	・所内協議をした上で、「 受理 」して「送致」を受けた センターが「主担当機関 」となる ・所内協議では、対応方法を検討し、その旨を文書により児相に伝える。調査の状況や今後の援助方針については、必要に応じて、児相と情報共有し、各々の役割を確認するなど、緊密な連携を図る	①の場合: 「虐待進行管理会議」等で報告 ②の場合:回答書 (様式8-2)
指導委託	なし ※実際の活動はセンターが実施	・児童福祉法第27条第1項第2号の規定に基づき、児相による行政処である指導措置について センターに委託し、子供又は保護者を指導させるもの	・児相としての援助が終了間近であるケースや、児童養護施設等からの家庭復帰後の指導、同居児童の届出を行った家庭への指導等	・指導委託対象の子供、保護者等へ十分説明を行い了承を得る ・子供や保護者への援助指針を立て、文書によりセンターに指導委託する	指導依頼書 (様式9)	する	・「指導委託」を受けたセンターは、所内協議した上で、「 受理 」して、児相が立てた援助指針に基づき、対応方法について決定する ・児相に対し、 定期的に経過報告 を行う	指導経過記録 (様式9-6) 指導委託活動報告書 (様式9-7)

2 東京ルール・共有ガイドラインの抜粋ポイントについて

共有ガイドラインの抜粋ポイント

事務局案

I	東京都における子供家庭支援センターと児童相談所の役割・機能について	…	63
1	子供家庭支援センターについて	…	63
2	児童相談所について	…	64
3	子供家庭支援センターと児童相談所の役割を協議する上で重要なポイント	…	66
	(1) 日常のコミュニケーション	…	67
	(2) 共通ツールの活用	…	67
	(3) 主担当機関の確認	…	67
4	その他	…	67
II	適切な連携のための円滑な「連絡・調整」	…	70
1	子供家庭支援センターから児童相談所への「連絡・調整」	…	72
	(1) 「情報提供」	…	72
	(2) 「援助要請」	…	78
	(3) 「送致」	…	84
	(4) 「通知」	…	91
2	児童相談所から子供家庭支援センターへの「連絡・調整」	…	94
	(1) 「情報提供」	…	94
	(2) 「協力依頼」	…	98
	(3) 「送致」	…	104
	(4) 「指導委託」	…	113

2 東京ルール・共有ガイドラインの抜粋ポイントについて

共有ガイドラインの抜粋ポイント(つづき)

Ⅲ	相談援助活動の基本事項	…	118
1	相談援助活動の体系	…	118
2	通告・相談の受理	…	119
	(1) 通告・相談時の対応	…	119
	(2) 相談種別の判断について	…	121
	(3) 情報の集積と活用について	…	122
	(4) 児童相談所における新規受理に関する扱いについて	…	122
	(5) 児童相談所と支援センターの受理と係属について	…	123
	(6) 虐待通告・相談受付票記入上の留意点	…	125
	(7) 通告を受け付ける際に聞き取るポイント	…	127
	(8) 事前調査	…	129
	(9) 緊急受理会議(虐待が疑われる場合)	…	130
3	調査(安全確認を含む。)の留意点	…	130
	(1) 安全確認	…	130
	(2) 子供に関する調査	…	131
	(3) 保護者に関する調査	…	134
4	リスクアセスメントシート	…	135
5	児童虐待等のケース進行管理	…	136
	(1) 進行管理の目的	…	136
	(2) 要対協のケース進行管理の進め方	…	137
	(3) 各機関内で行われる進行管理	…	138
6	家庭復帰	…	139
	(1) 一時保護からの家庭復帰の留意点	…	139
	(2) 施設(児童養護施設等)からの家庭復帰の留意点	…	141

2 東京ルール・共有ガイドラインの抜粋ポイントについて

共有ガイドラインの抜粋ポイント(つづき)

7 支援中の家庭が管轄外に転居した場合の対応	…	145
(1) 支援中の家庭が転居した場合の留意点	…	145
(2) 法令、指針、通知等に基づく児童相談所間の対応	…	146
(3) 法令、指針、通知等に基づく区市町村(支援センター)間の対応	…	146
(4) 個人情報の守秘義務について	…	147
(5) 支援センター(区市町村)間でのケースの取扱いの差異について	…	148
(6) 都内の区市町村間での対応ルール	…	149
(7) 状況に応じた対応の整理	…	155
8 相談終結の際の留意点	…	157
様々なケースにおける連携のあり方	…	158
1 虐待相談	…	158
(1) 性的虐待	…	158
(2) DVケース	ウ 留意点	… 160
(3) きょうだい事例	ウ 留意事項	… 161
2 その他の相談	…	163
(1) 養育困難その他	イ 支援センターと児童相談所の連携	… 163
(2) 特定妊婦	…	164
(3) 居住実態が把握できない児童	イ 支援センターと児童相談所の連携	… 166

(ご意見を伺いたい)

東京ルール・ガイドラインの抜粋ポイントについて

● 上記項目以外に掲載したほうがよい内容 ● 上記項目のうち掲載しなくともよい内容

3 ルール等を効果的に周知し、理解・浸透を促進するための方法

3 効果的なルールの周知、理解・浸透促進の方法

1 東京ルール・共有ガイドライン改定

- ・ 検討会(第1回)後、都児相・区児相・区市町村子家センに意見照会を予定。R8年1月頃改定(案)確定、検討会(第2回)にて確認後、改定を実施
- ・ R8年度前半に施行(予定)

2 理解・浸透促進の取組

(1)冊子の配布

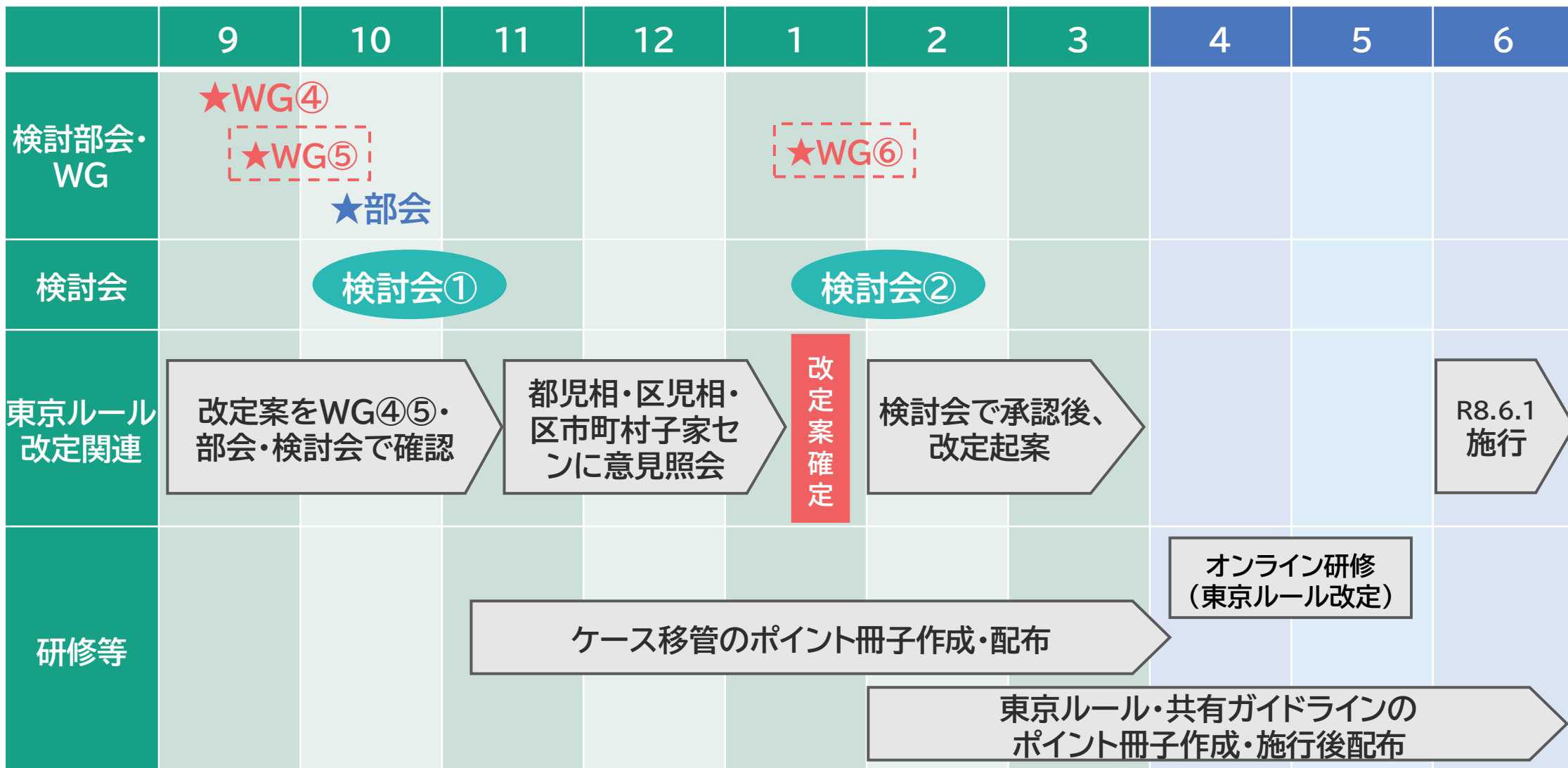
- ・ ケース移管のポイント冊子は年度内に作成・配布予定(電子データ・紙冊子)
- ・ 東京ルール・共有ガイドラインのポイント冊子はR8年度施行時までには作成・配布予定(電子データ・紙冊子)

(2)研修

- ・ 改定東京ルール施行前にオンライン研修を実施、研修動画を配布予定

3 効果的なルール of 周知、理解・浸透促進の方法

業務の標準化(ケース移管の検討・東京ルール見直し)スケジュール



(ご意見を伺いたい)

東京ルールの見直しスケジュールについて(施行時期等)
理解・浸透促進の取組について(その他効果的な周知方法等)

4 検討部会への報告事項

(1) ケース移管の検討

(2) 東京ルールの運用状況の検証・見直し

<ワーキングでの検討結果を4つの項目に分類>

ポイント整理

共通認識を持つためのポイントを整理した事項

ルールの新設

東京ルールに新たにルールを設ける事項

ガイドライン見直し

取扱いを変更し、ガイドラインを見直す事項

ガイドライン拡充

共通認識を持つためのポイントを整理し、ガイドラインに追記する事項

4 検討部会への報告事項 (1) ケース移管の検討

① 移管の原則の共通認識 ポイント整理		参考資料
✓ 移管の取扱いは全国ルールの遵守が大原則 ✓ 移管・情報提供の判断理由、アセスメントの根拠を必要書類に明記することを確認		P2
② 移管の具体的対応の共通認識 ポイント整理		
下記について、共通認識とするポイントを整理		
✓ 転居事実が曖昧な場合の移管の取扱い		P3
✓ 「転居」に関する共通認識		P4
✓ 児童記録票の記載内容		P5
✓ 移管の具体的対応 ・ 移管元児相から移管先児相への第1報のタイミング ・ 移管先児相の受理のタイミング ・ 転居後の安全確認を誰がどのように行うか ・ 移管先児相に提供すべき資料の内容、種類 ・ 追加調査を誰がどのように行うか		P6-8
③ 家庭復帰に関する共通認識 ポイント整理		
✓ 家庭復帰の流れ(一時保護・施設入所から)の 共通認識 を確認、整理		P9-12

ワーキンググループでの議論の概要①【ケース移管のルールの確認】

転居や家庭復帰に伴う自治体間におけるケース移管

<概要>

- ・ 児童の居住地が担当児相の管轄区域外になる場合、転居先の居住地を所管する児相への「ケース移管」の手続を行う
- ・ ケース移管は、「全国ルール」(※)に基づき運用

【主な内容】

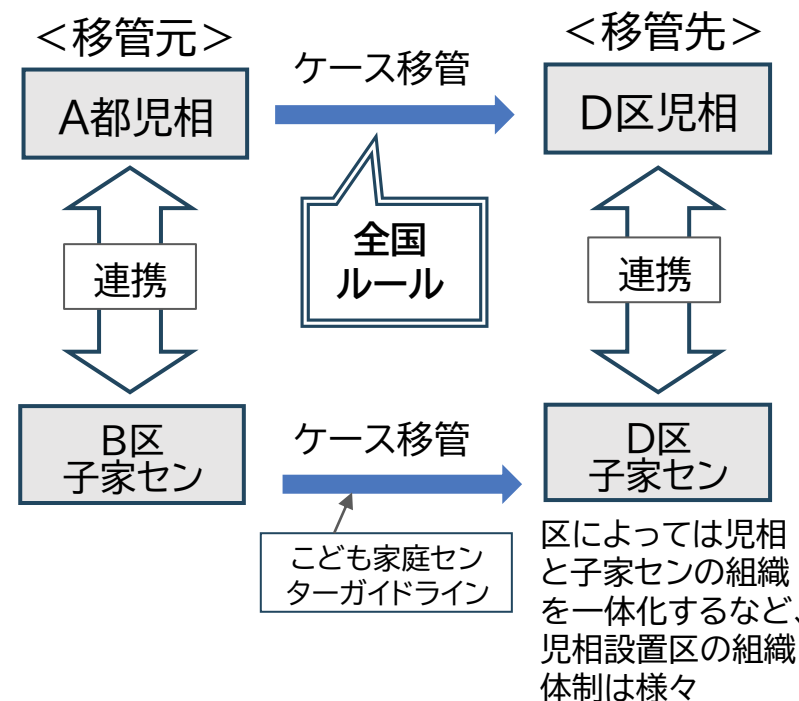
移管先児相への連絡内容、児相間で共有する資料 等

- ・ 児相は、転居事実の確認や転居後の地域支援等について子家センと連携して対応
- ※ 転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ(全国児童相談所長会)

<課題>

自治体間におけるルールの解釈の違いにより手続きや支援が円滑に進まない
場合がある⇒ルールにおける共通認識が必要

【イメージ】



R7年度の実施

- ワーキングを4回開催し、令和6年度にまとめた検討すべき議論のポイントについて、**ケース移管に関する各ポイントの共通認識を策定**
- 年度内に、効果的なルールの周知、理解・浸透促進に向けた取組を実施(研修実施、広報媒体等)

<検討すべき議論のポイント>

- 移管元から移管先への**連絡や受理のタイミング**
- **転居後の安全確認**
- 移管先児相に**提供すべき資料**の内容や種類
- **アセスメントシートの記載方法**
- 管轄区域外への**家庭復帰の進め方の共通認識**
- 家庭復帰前の個別ケース検討会議の実施 等

① 移管の原則の共通認識

- ・ 全国ルールの遵守・アセスメントの根拠を必要書類に明記

② 移管の具体的対応の共通認識

- ・ 児童票の記載内容
- ・ 転居を把握した際の児童相談所の対応
- ・ 転居事実が曖昧な場合の移管の取扱い 等

③ 家庭復帰の共通認識

- ・ 家庭復帰の流れ・管轄外への家庭復帰の際の環境調査 等 20

4 検討部会への報告事項(2)東京ルールの運用状況の検証・見直し

① 東京ルール・共有ガイドラインの見直しを行う事項

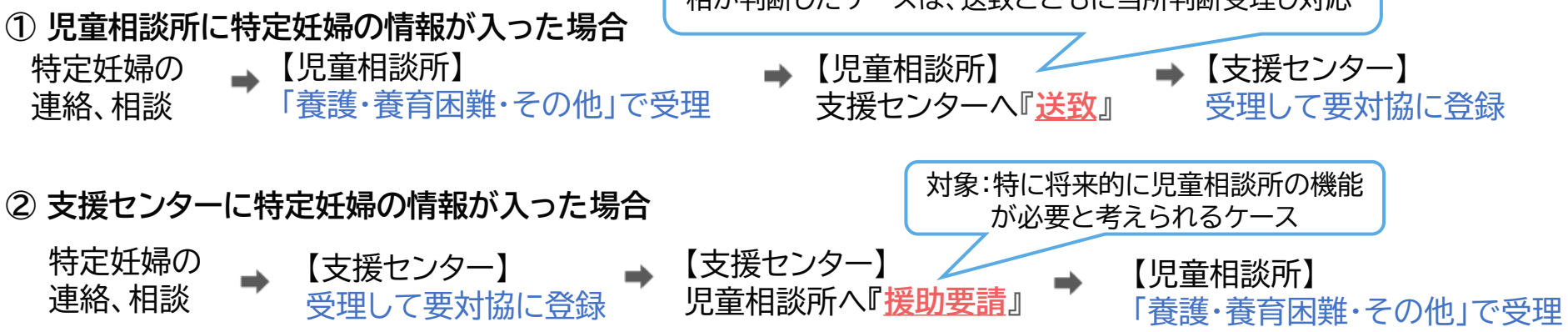
ルールの新設

ガイドライン見直し

参考資料

- 特定妊婦を東京ルールにて新たに取扱うこととし、東京ルール・ガイドラインの記載内容の一部変更を検討(下図のとおり)
- ✓ 援助要請を受けた児相は、乳児院入所や里親委託等を見据えたその後の対応に備えるとともに、必要な対応を子家へ助言する
- ✓ 子家への助言内容、将来的に児相機能が必要と考えられるケースをガイドラインに記載

<改正後イメージ>



P13

- 子家が性的虐待の通告を受けた場合、これまでは「援助要請」の上で一定の要件の必要性があれば「送致」を行う旨の記載であったところ、援助要請前置とせず、基本的には児相へ「送致」を行う旨、ガイドラインの記載を一部変更することを検討

- ✓ 子家が性的虐待通告を受けた場合、通告元に確認する具体的内容・調査を記載
- ✓ 調査方針について児相・子家間で協議を行い、ケース内容によっては援助要請で対応する場合について追記
- ✓ 刑事事件として立件が想定される虐待事例についての留意点を追記

P14

4 検討部会への報告事項(2)東京ルールの運用状況の検証・見直し

② 運用状況を確認・ポイントを整理した事項		ガイドライン拡充	参考資料
● 子家から児相、児相から子家への連絡調整 ✓ 援助要請や送致の目安として共通ツールを活用することを確認 ✓ 以下の項目について整理、共有ガイドラインへの追記を検討 ・ 送致・援助要請の際に子家が児相に伝える具体的な項目 ・ 一時保護の必要性に関する留意点 ・ 子家から児相への連絡調整に関するポイント ・ 送致ケースにおける児相と子家の役割分担例 ・ 児相から子家への連絡調整に関するポイント ・ 「泣き声・怒鳴り声通告」等の不明児童ケースを送致する際の考え方			P15
● 手続の簡素化 ✓ 送致書の手渡しに係る記載を削除 ✓ 東京ルール of 連絡調整の様式の簡略化 ✓ リスクアセスメントシート of 入力シート修正・使用上の留意点 of 内容整理 ✓ 一時保護決定に向けたアセスメントシート(統合版) of 作成			P16 P17 P18 P19 P20 P21
● 協議におけるオンライン of 活用促進 ✓ オンライン会議 of 積極的活用を確認、オンライン会議に関する事項 of 東京ルール・共有ガイドラインへの追記を検討			P22
● 東京ルール・共有ガイドライン of ポイント抜粋冊子の作成			P23
			P24

東京ルール（児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール）

<概要>

児童虐待相談に適切に対応するための都児相と子家センの連絡調整の基本ルール（H19年度策定。法改正等を踏まえ適宜改訂）

※ ルールの円滑な運用に向けた「**共有ガイドライン**」を策定（H26年度）

【主な内容】

- ・子家センと都児相の役割分担
- ・ケースの主担当機関の決定方法
- ・様々なケースにおける連携のあり方（性的虐待、DVケース等）
- ・リスクアセスメント情報の共有 等

<課題>

子家セン・児相間の連絡調整、その後の対応が円滑に進まない場合がある⇒**ルールの運用状況の確認**が必要

- ・専門的相談、法的対応
- ・一時保護、施設入所措置
- ・軽微なケースの
区市町村への送致

都児童相談所

高
虐待リスク
低

連携

東京ルール
共有ガイド
ライン

- ・予防的支援
- ・地域での虐待対応
- ・都児相への援助要請、送致

区市町村子供家庭
支援センター

※児相設置区によっては、当該ルールを準用

R7年度の実組

- 令和6年度にまとめた検討すべき議論のポイントについて、**都児相と子家センの円滑な連携に向けたポイントの共通認識を策定**
- また、**現状や課題を踏まえて東京ルール及び共有ガイドラインの見直し案を作成**し、今後、都児相・区児相・区市町村子家センあてに意見照会を予定
- 都区の円滑な連携に向けたポイント冊子を作成、効果的なルールの周知、理解・浸透促進に向けた取組を実施（研修実施、広報媒体等）

<検討すべき議論のポイント>

- 子家センから児相への送致等の目安とする共通のツール等
- 協議におけるオンラインの活用促進
- 送致における児相と子家センの役割分担
- 特定妊婦に係る子家セン、児相の役割
- 手続の簡素化 等

①東京ルール・共有ガイドラインの見直し案の作成

- ・ **特定妊婦を東京ルールの対象とすることを明記**
- ・ **子家が性的虐待の通告を受けた場合、基本的には児相へ「送致」を行う旨、共有ガイドラインを変更**
- ・ 様式の変更（簡略化）

②子家・児相間の連絡調整等のポイントを整理

- ・ 援助要請・送致の目安に共通ツールを活用することを確認
- ・ 一時保護の必要性に関する留意点、送致ケースにおける児相と子家の役割分担例等をガイドラインに記載 等